

SNA 基準改定と今後の課題

CONTENTS

政策分析インタビュー

SNA 基準改定と今後の課題

塩路 悦朗

一橋大学経済学研究科 教授

トピック

国民経済計算 (SNA) の2015年
(平成27年) 基準改定について

荒木 健伍

経済社会総合研究所 国民経済計算部 企画調査課

経済財政政策部局の動き

新型コロナウイルス感染症下の
世界経済と政策対応について

田中 祐輔

政策統括官(経済財政分析担当)付

参事官(海外担当)付

経済理論・分析の窓

コロナ下の日本の労働市場：
2020年上半期の記述的分析

深井 太洋

経済社会総合研究所 研究官

東京大学大学院経済学研究科 特任研究員

経済財政諮問会議の理念と歩み

経済財政諮問会議の理念と
発足までの経緯 (8)

前川 守

流通科学研究所 副所長(元内閣府審議官)

最近のESRI研究成果より

GDP統計における医療サービスの
「質」の変化の反映について

石橋 尚人

経済社会総合研究所 政策調査員

「経済分析」(第201号)の紹介

篠崎 敏明

経済社会総合研究所 上席主任研究官

ESRI統計より

諸外国における景気観測手法

櫻井 綾

経済社会総合研究所 景気統計部

政策分析インタビュー

SNA基準改定と今後の課題

一橋大学経済学研究科 教授
塩路 悦朗

国民経済計算（SNA）は2020年12月の7-9月期2次QEにおける支出系列の公表値から「2015年基準改定」を踏まえた計数に改定を行い、フロー編、ストック編の公表を行いました。

今回は、このSNA基準改定と新型コロナ禍での経済動向、SNAの活用方法を含めた今後の課題について、塩路悦朗 一橋大学経済学研究科教授にお話を伺いました。

●基準改定の注目点

——今回の基準改定では、①構造統計の反映によるベンチマークの変更、②国際基準（2008SNA）への対応、③民泊等新分野の取り込みなど経済活動の適切な把握、の3つを柱に改定を行いました。今回の基準改定に対する先生の注目点はどこでしょうか。

（塩路氏）研究者として自分もマクロ統計を使っていますし、最近では学術誌の編集委員なども務めています。そうした立場からしますと、もしマクロ経済統計に対する不信感が広まってしまったら大変困ったことになります。言うまでもなく、どんなにすばらしい理論をつくっても、その土台となるマクロ経済統計がしっかりしていなければ、砂上の楼閣になってしまいます。今回の改定で、厚生労働省の毎月勤労統計において統計処理が適切でなかったという問題に対して、最終的な修正をしていただいたということを実は歓迎しております。日本のマクロ経済統計を使った研究全般に対して、何か信用度が落ちるかのようなイメージを広く持たれてしまっただけはその損失は測りありません。今回の改定は非常に重要な進展であったというように思います。

改定の柱については3つとも重要だと思いますが、リフォームやリニューアルの扱いについては実は当初、それ程大きな変更ではないのかなと思っていました。しかし、GDPという大きな括りで見れば確かにそれほど大きな額ではありませんが、例えば住宅投資といった、項目別のレベルまで降りて行けば、結構大きな影響が出るのだなとい

うのが分かりました。これには目からうろこが落ちた思いがしました。やはりデータの扱いはおろそかにできないなというのを改めて感じました。住宅投資は景気動向を把握する上でも一大指標ですから、余計にその思いを強くしました。



（塩路教授）

——基準改定のプロセスで発生した今回の新型コロナ禍は試練だったと感じています。例えば、QEでは季節調整値を推計するために、足元のデータを織り込んで季調をかけなおしますので、これによって季節パターンの経時的な変化を反映していくのですが、足元の大きな変動をどう扱うかが非常に難しかった点です。

（塩路氏）今回のQEの推計については、いつも以上に大分苦労されているなどというのは感じました。季節調整については、コロナの中でもみんなが気づかないうちに徐々にいろいろ季節性が変わっているということはあるのかもしれませんがね。ただ、コロナの感染拡大・収束の波と、それに対応するために打たれた様々な政策の影響で、データのパターンが非常に不規則になっています。ですから、例えば今年の3が悪かったから来年も3月は悪いだろうということにはならないのだと思います。日本がコロナ禍にあった時期をすべて季節要因を抽出する対象から外すことによって見逃してしまうようなことも、ひょっとしたらあるのかもしれませんが。しかし基本的な姿勢としては、季節調整をかけ過ぎて変なバイアスが生じるくらいだったら、コロナ禍中に季節性がどう変わっていたかなんて分からないよねというくらいの立場で臨んだほうがいいのかという印象です。

●新型コロナ禍での経済の現状・見通し

——新型コロナの政府への影響は、当初、一時的な供給側のショックとと思っていましたが、時間が経つにつ

れそうでもなさそうだとしたことを含めいろいろな評価があります。新型コロナ禍での経済の現状・見通しについてどのようにご覧になっていますか。

(塩路氏) 基本的には部門間ショック (sectoral shock) だと思っています。一番分かりやすいのは、このところ、家族みんなでレストランに行って食事を楽しむという人はめっきり減っています。しかしこれは、人々が食事をやめたのかというと、そうではないわけです。その分、代わりに持ち帰りピザを食べるようになった、たとえば言えばそういうことだと思います。

一方で、ただの部門間ショックだったらプラスマイナスゼロになるかもしれないのですけれども、それに加えて将来に対する不安というのが大きくあります。企業は設備投資を控えていますし、家計も所得を貯蓄に回そうとしています。そういうところは、マクロショックなのかなというように思っています。

ただ、基本は部門間ショックとは言え、これまで見たこともないような規模の部門間ショックです。普通、景気循環であれば、もちろんどんなときにも部門による違いがないわけではないのですけれども、大体みんな一緒に上がったり下がったりします。その中で部門独自の動きは大体キャンセルアウトされます。だから代表的なところを押さえておけば、あるいは先行指標の動きを押さえておけば、全体がこういう方向に行くだろうということがわかるというように了解されていたと思います。今回は、全体でマクロとしては確かに下がっているのですけれども、マクロショックである以上に部門間ショックであり、産業間はもちろん、同じ産業の中でもいろいろばらばらな動きをするようになっています。そこで無理に一部の指標だけを取り出して先を占おうとすることのリスクは高いのではと思います。

——これまでコロナ対策として様々な政策が実施されてきましたが、SNA上で扱う際に留意すべき事項などはありますか。

(塩路氏) 現金給付についてはもう既にいろいろな人が研究しており、私もその成果に注目しています。それがどのぐらい本当に消費に回ったのか、誰が消費に回して誰が回さなかったのかについては、じっくり検証する価値があると思います。

もう少し難しいのは、Go Toキャンペーンのようなものですね。経済振興策として短期的にプラスをもたらした面と、ひょっとすると人の動きを加速することで長期的なマ

イナスをもたらす面があるかも知れません。それぞれどの程度のプラス・マイナスがあったかというのはとても重要なテーマだと思います。ただ、こちらの方はより分析が難しいのかなというように思います。

また、デフレーターの問題もあると思います。SNAは連鎖方式を導入しているので、本来なら比較的バイアスは小さいはずですが、しかし、今まではみんなが喜んで旅行に行っていたのが、急に誰も行かなくなってしまうというような変化が数か月単位で生じてしまう世界においては、年ごとにウェイトを更新していても、問題は多分深刻なのではないかと危惧します。いろいろこれからも御苦労されると思います。

QEに関しては、新しいタイプの高頻度の情報を事実上活用するような動きもあるという印象を受けました。研究者でもそのような方向に進むべきだと主張される方が多いです。それはそれで一つの歓迎すべき方向だとは思いますが、ただ、そうなってくると、例えば民間のシンクタンクで、このGDPを当てるのに会社の命運がかかっている、だから物すごいお金もかけるしマンパワーも投入するぞ、というようなところとの競争になってきます。そこで、政府としての比較優位はどこにあるのかという問題が出てくるのだらうと思うのです。

●今後取り組むべき推計の内容

——国際的には、ポスト2008SNAの動きが始まっています。シェアリングエコノミーによるCtoCの取引拡大などデジタルエコノミーや、グローバルゼーションなどの動向を的確に捕捉することは、各国共通の課題になっています。SNAの設計・推計において、注目や期待されている点はありますか。

(塩路氏) 私は、SNAというのは、社会の全体像を写し取ることはできないのはもちろん、社会の一部である経済についてすら、ある一面を切り取るものにすぎないのだという割り切りが必要なかと思っています。

GDPが高ければいいなどというようにはマクロ経済学者も思っていません。GDPで測れるもの、測れないものがあるのを認識して、ほかの指標も動員して社会をいろいろな面から測りつつ、最終的にそれらをどう総合するかというのは人々の創意工夫に任せる、という立ち位置がいいのかなと思っています。

同時に、実際に生産が行われて人々が対価としてお金を払っているものの中で、捕捉しにくいものが出てきている

というのは確かだと思います。そういった活動の計測精度を上げていくのは大事なことです。その一方で、無償サービスについては、それを重視している人たちの言っていることも理解はできます。ただ、やはりこれも怖いのは、頑張っただけで過大推計してしまうことです。例えばFacebookなど生み出しているポジティブな価値というのは多分あるのでしょう。ただそういったポジティブな面だけをどんどん計上して行ってしまっているのかということについては、私はやや懐疑的です。私は保守的過ぎるのかもしれませんが、むしろ過大推計を恐れる立場にあります。



(長谷川総括政策研究官)

● SNA の活用方法

—— SNA は、一国全体の経済の姿を表す体系となっています。先生は、マクロ経済の分析・研究、教科書のご執筆などの教育活動において、SNA やマクロ経済統計をどのようにご活用されているのでしょうか。

(塩路氏) 教育面では明らかに、GDP の概念とか SNA というのはマクロ経済学の基礎です。基礎をしっかり固めないでその上にきらびやかなお城だけ建てても仕方がないと思っています。私の書いた教科書もそうですし、授業でも、標準的なものよりは、データに関する議論に割くスペースとか時間は少し長めに取っていると思います。大体最初の GDP の話のところは二部構成にしています。前半では、そもそも GDP はどのような考え方でつくられているのか、ということから始めます。後半では、実際にはいろいろデータ収集上の限界もあるし、GDP を構成する 2 つの項目の間でどこで境界線を引いていかよく分からない場合もあるよねという話をするというようにしています。

いきなり実際の SNA の表を見せるところから始めるというやり方もあると思います。それによって、この授業はすごく現実と接点があるなという興味を持ってくれる人

もいるでしょう。その反面、これはぐちゃぐちゃして分からないなという人もいます。私には、日本の経済学教育が、GDP や消費とは何か知らずに、IS-LM 曲線をあちこち動かすのは得意だという人を大量生産してきたのではという反省もあります。そのように、主語が何か分からずに述語だけ色々いじっているようなことにおちいるのは避けたいと思っています。その意味で、SNA をちゃんと教えるということは非常に重要だと思っています。

● 統計全般の課題

—— デジタルエコノミーやグローバル化などマクロ経済統計を取り巻く環境も大きく変化しています。今後のデータ提供や統計調査の在り方についてどのようにお考えでしょうか。

(塩路氏) 例えば、経済学者がクレジットカードの会社と組んで様々な情報を取ったりといった、新しいデータ収集のあり方が急激に発展しています。このようなこれまでの型にはまらない、非伝統的なデータを使うようになった背景は 2 つあると思います。1 つ目は今までよりも安価で高速に取れる情報が増えたということです。2 つ目は、今までのデータの取り方だと逃してしまうような、ネット上の取引であるとか、そういったものもカバーしていかなければいけないというニーズが高まったことです。この 2 つの意味において、そういった情報を活用していく、活用できる人材を育てていくというのはすごく大事なのだと思います。

一方、例えば全部 Amazon などから入手した情報を基に家計消費をつくってあげればいいのかというと、それはそれで逃すものが多いのだと思うのです。日本は高齢化していますけれども、おじいちゃん、おばあちゃんは相変わらず現金で町の八百屋さんで買っているという実態もあって、みんながデジタル化しているわけではないのです。

ですから、例えばインターネットで起こっていることは全体のうちでどのくらいのものであって、全体の動きと、どういうときにどのくらい乖離するのだろうかといったことを把握して、適切な補正をしなければいけないわけです。

確かにインターネットから情報は日次などの頻度で取れるのに対して、GDP などのマクロの指標は四半期統計です。だからといって、それはもう要らないということにはならないのです。そうした中で、今までの伝統的なデータの取り方の価値というのは、担い手が少ない分、むしろ上がっているのかもしれませんが、そこで心配なのは、やは

り、そういうことを担ってくれる人員の確保です。人材やノウハウなどのリソースが弱まってしまうと、幾らきれいなオフィスで一生懸命インターネットから秒速でデータを入手できたとしても、統計作成の基礎体力みたいなものが衰えてしまうとすれば、それは長期的には憂慮すべきことだと思っています。そういったところにもますますリソースを割かなければいけないということになると思います。

——統計作成をやっていると思うところですが、国勢統計の調査でもプライバシーが随分大きなハードルになったりするものですから、調査員さんが非常に苦労している。かといって、全部オンライン調査でよいかというと、御指摘のように基礎体力も落ちるし、やはり実態としても把握すべきなのに把握できない部分も増えてしまうのかなと思います。調査の設計というか体制というのは非常に重要な課題であると思います。

（塩路氏）どんなに作成が大変になってもその基礎、土台のところを軽視することはできないだろうと思います。ネットでデータが取れるから安くできるのではないかなと思わないほうがいいのかなと思います。

また、データ収集からデータ提供に話を移しますと、QEみたいなものを政府や中立的な立場の機関が出すということの意義はなくなったわけではないと思います。やはり民間の機関ですと自分に有利な情報の出し方をする誘惑にかられるのかもしれない。国民からの信認を得た公的な機関が中立的な立場でそういったものを出すということの意義は残るでしょう。ただその一方で、とにかく秒単位でどんどんデータを積み上げていって、一刻も早く、かつ正確に次のGDPの値を当てましょうというようなことに関しては、ひょっとすると民間の方に比較優位があるのかもしれないと思います。政府の方は、より信頼される立場でデータ作成のための材料を集めたり、民間経営者にじっくり話を聞いて経済の先行きについて識見を深めるといったことに関して、やはり比較優位はあると思います。そうして積み上げた多くの材料を、民間のデータ分析のために提供するという役割が、政府が自分自身でデータを分析するという機能以上に、今後より一層重要になるのではないのでしょうか。

——経済分析を行う上で、「統計」は欠かせないものです。昨今の統計改革では、統計の作成・提供等に携わる人材の育成とともに、EBPMを推進する必要性

が謳われています。この背景には、統計人材の量と質の両面が不足しているとの指摘がありますが、先生はどのようにお考えでしょうか。

（塩路氏）つくる側、使う側ともに、充実させていくことは必要だというのは感じています。具体的な数値は手元にはないですが、諸外国と比べて、最終的なGDPにつながっていく一連の流れに割いている人的なリソースが少ないのではないかと感じています。

本当に、材料を集めることから、GDPについての専門家を育てることが重要です。例えば、今回の在庫投資は何でこんなに振れたんですかねと聞いたときに、それはこうだよと説明できる人が以前はもっといたような気がしています。そういうプロフェッショナルをもう少し中で育てるということは重要だと思います。統計に携わる全体の人数を充実させていくということが重要です。

同時に、そうした統計のプロフェッショナルとの交流は我々アカデミアにとっても非常に有益だと思っています。同時に、大学教員にも、GDP作成部局に身を置くことによって貢献できる人や、さらにはその後の研究にも生かせるというような人たちもいるかもしれません。政府の中でもっと多くの優れた人材を育てていくことは重要なのですが、中だけで完結するのではなくて、実業界でもデータに興味のある人たち、あるいは民間研究機関であるとか、アカデミアの世界と交流することによって、それまで培ってきた統計に関する識見を生かして、学会のほうにも貢献してもらえるといいなと思います。

（聞き手：経済社会総合研究所総括政策研究官 長谷川 秀司）

（本インタビューは、令和3年2月9日（火）に行いました。所属・役職はインタビュー当時のものです。なお、インタビューの内容は、以下のページからもご覧いただけます。

https://www.esri.cao.go.jp/jp/esri/seisaku_interview/seisaku_interview2012.html

トピック

国民経済計算 (SNA) の 2015年 (平成27年) 基準 改定について

経済社会総合研究所 国民経済計算部 企画調査課
荒木 健伍

はじめに

国民経済計算部では、「基準改定」と呼ばれる作業を約5年に一度行っており、2020年12月から2021年1月にかけて、国民経済計算2015年(平成27年)基準改定(以下、今回基準改定という。)後の計数の公表を行った。

毎年公表する年次推計では、直近3年分(2019年度年次推計であれば、2017年1-3月期から2020年1-3月期までが推計期間)の計数について、年ベースで得られる基礎統計等を用いて推計を行うが、基準改定では、「産業連関表」(総務省等)や「国勢統計」(総務省)、「住宅・土地統計」(総務省)といった構造統計の反映によるベンチマークの更新のみならず、新たな概念の導入などを行ったり、推計の精緻化に資するように推計方法を見直したりして、1994年1-3月期以降の計数の推計・公表を行う。

今回基準改定では、前回(2011年(平成23年))基準改定時に取り込むに至らなかった国際基準(2008SNA)で示された娯楽作品原本の資本化等に対応したり、このところ経済規模が無視できなくなっていたシェアリ

ングエコノミーのうち、比較的推計を行うための基礎統計が得られた、いわゆる「民泊」の推計を新たに行った。なお、新たな概念や推計方法の詳細については、統計委員会においてご議論いただき、また、季刊国民経済計算等¹に記載していることからそちらをご覧いただきたい。

「平成27年(2015年)基準改定」のGDPへの影響

今回基準改定の結果と基準改定前の計数を図表1に示した。

今回基準改定では、「平成27年(2015年)産業連関表」において新たに把握・記録された「改装・改修(リフォーム・リニューアル工事)」や「分譲住宅の販売マージン及び非住宅不動産の売買仲介手数料」、また、前述の娯楽作品原本の資本化が総固定資本形成を押し上げ、それによってGDP全体もほぼ平行に上方に改定された。

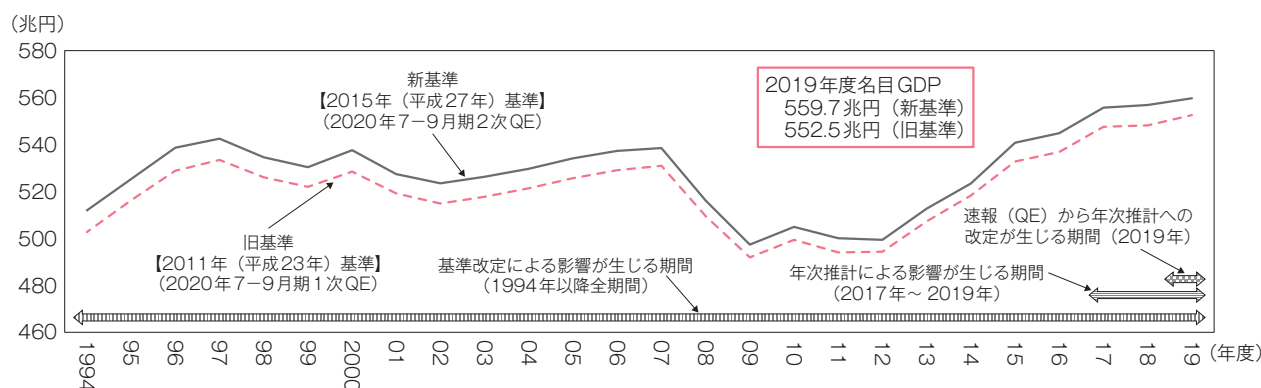
「平成27年(2015年)基準改定」における注目点

〈娯楽作品原本〉

今回基準改定において、特に問い合わせが多かったのが、娯楽作品原本についてであった。質問に回答する形で、以下に示したい。

まず、今回、対象となった娯楽作品は、映画、テレビ番組、音楽作品、書籍である。テレビ番組でもニュース番組やスポーツ番組、CM、雑誌は、一過性のものとして除外する。そして、「原本」は、映画やテレビ番組のマスターとなるフィルムや映像データ、

図表1 名目GDPの実額(年度、新旧比較)



1 季刊国民経済計算No.166 (<https://www.esri.cao.go.jp/jp/esri/archive/snaq/snaq166/snaq166.html>)

CD等を作成するのに必要な音源、書籍の原稿などを指している。この「原本」は、映画の配給サービス（映画館に上映用テープ等を貸出す）、テレビ番組の放映、販売用のCD等の製作、書籍の出版といった、「コピー」の生産に使用される。つまり、普段、私たちが見ているものはその多くがコピーであり、コピーを利用すれば、家計最終消費支出となり、GDPに計上される。そして、従来は、「原本」は、コピーを作るためのそれぞれの品目の中間消費となっていたため、GDPには計上されていなかった。今回基準改定により、「原本」そのものが一つの品目として生産され、総固定資本形成としてGDPに計上されることになったため、GDPを押し上げることになる²。また、2020年後半には、映画「鬼滅の刃」の爆発的なヒットがあり、こうした娯楽作品のヒットはGDPをプラスに押し上げるのかという質問もあった。答えは「イエス」である。それには、この原本の産出額の推計方法がかかわってくる。娯楽作品原本の産出額は、その原本が将来にわたって生み出す収益の割引現在価値で測られるため、収益が高ければ、結果的には産出額は高くなり、総固定資本形成がGDPを押し上げることになる³。

〈分譲住宅の販売マージン及び非住宅不動産の売買仲介手数料〉

分譲住宅の販売マージン及び非住宅不動産の売買仲介手数料についても、販売マージンと仲介手数料とは何が違うのか、対象は何か、という質問があった。

まず、建物を大きく分けると、住宅とそれ以外、すなわち、オフィスビルや店舗などの非住宅不動産に分けられる。また、住宅は、分譲住宅と注文建築など分譲以外の住宅に分けられる。非住宅不動産も同様に分譲とそれ以外に分けられるが、非住宅不動産には、あまり分譲の物件というのは存在しないようであり、ここでは捨象した。次に、販売マージンと売買仲介手数料の違いであるが、簡単に言えば、住宅仲介手数料は、法律で決められた限度（物件の3%程度）を購入者及び販売者双方から仲介業者が得るものであり、販売マージンは、住宅建築業者の販売時の上乗せ部分であり、物件に対する限度額もないものと考えてよい。なお、分譲以外の住宅販売手数料はすでに平成23年

基準（2011年基準）において計上されていることから、今回GDPの押し上げ要因とはなっていない。

以上の不動産関係の所有権移転費用についてまとめると以下ようになる。

図表2 JSNAにおける不動産関係の記録

	不動産売買仲介手数料	不動産販売マージン
住宅	〈住宅売買仲介手数料〉 ・2011年基準で総固定資本形成 ・（民間住宅）として記録 ※2005年以前の基準では中間消費扱い	〈分譲住宅の販売マージン〉 ・2015年基準で新たに総固定資本形成 ・（民間住宅）として記録
非住宅	〈非住宅不動産の売買仲介手数料〉 ・2015年基準で新たに総固定資本形成 ・（民間企業設備）として記録	-

まとめ

基準改定の作業は、次期基準改定における課題の整理から始まるので、前回の基準改定の直後、公表の5年前から開始すると言っても過言ではない。とはいえ、最後の1、2年は推計の佳境となり、最後の数か月は公表をにらみつつ忙しさはピークに達する。

今回基準改定でも同様の作業繁忙期を迎えることとなったが、2020年度が始まったころから、出勤制限の中、テレワークでの推計やオンラインでの打ち合わせで対応せざるを得なかった。いまや環境に慣れつつあるが、初めは対面で話せばすぐに解決することもメールのやり取りなどでもどかしい思いもした。

そのほか、必要な基礎統計の遅延が生じ、別の推計方法を検討する必要があったり、経済状況をほぼリアルタイムで反映するQEにおいて、特別な処理が必要となり、通常の作業よりも時間がかかる事態が発生したりと、想定を上回る難題が発生し、何度か、スケジュールの全体後ろ倒しを模索したこともあった。

このような中で何とかスケジュールどおりに基準改定作業を終えられたことは、手前みそではあるが、計算部の職員それぞれが協力し合い、一人一人が自分の役割を果たしたからにはほかならないと思う。

このようにしてようやく公表に至った計数が、多くの方に様々な形で利用されるとありがたい。

荒木 健伍（あらかき けんご）

2 「コピー」の中間消費としては、「原本」は現在の推計方法でも計上されている。

3 もちろん、家計最終消費支出も「コピー」を消費する観点から増加する。

経済財政政策部局の動き：経済の動き

新型コロナウイルス感染症 下の世界経済と政策対応に ついて

政策統括官(経済財政分析担当)付
参事官(海外担当)付

田中 祐輔

はじめに

2020年の世界経済は、新型コロナウイルス感染拡大に伴う経済活動の抑制により、1930年代の大恐慌や、2010年前後の世界金融危機といった過去の大きな経済危機と比較されるような大幅なマイナス成長となった。本稿では、各国の感染抑制策及び経済状況、並びに経済を支えるために採られた政策について紹介する。

新型コロナウイルス感染症下の世界経済

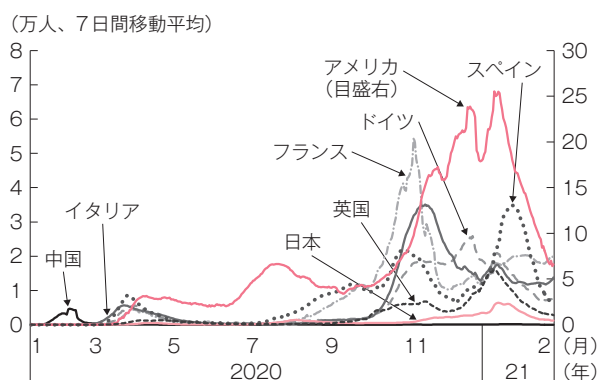
新型コロナウイルス感染症は、2019年12月に中国で初の感染者が確認された後、20年2月下旬以降、アメリカ、ヨーロッパ、アジアに拡大した。また、この頃から、主要国において感染防止策として外出制限を始めとする経済活動抑制策が採られるようになり、同時に、各種の経済対策が講じられた。4月下旬になると、欧米主要国における感染は落ち着きを見せ始め、その後、秋頃までは各国は経済活動の段階的な再開を進めていた。

主要国の実質GDPを見ると、最初に感染拡大が生じた中国においては20年1~3月期にマイナス成長となったが、経済活動の段階的再開に伴い4~6月期にはプラス成長に戻し、その後は緩やかに回復している。一方、日本及び欧米主要国においては制限措置の影響は主に4~6月期に生じ、各国とも経済・社会活動が制限されたことによって大幅なマイナス成長となったものの、7~9月期には経済活動の段階的再開の影響を反映して大幅なプラス成長となった。早期に回復に転じたのは、過去の経済危機と異なり、4~6月期の落ち込みは制限措置の導入による外的なものであり、必ずしも経済の構造的要因や金融市場の機能不全を直接の要因としたものではないためとみられる。

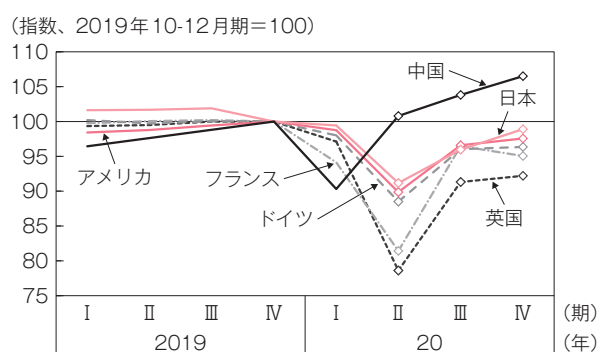
しかしながら、アメリカやスペイン、フランスにおいて夏以降に新規感染者数が再び増加したことを皮切

りに、ドイツやイタリアでも10月以降感染が再拡大した(図表1)。こうした状況の中、欧米各国では、外出制限や飲食店の営業停止といった措置が再び採られることとなった(後述)。欧州では、10~12月期の各国の実質GDPは前期から減少もしくは弱い回復となった一方、アメリカでは、経済活動の制限措置が欧州に比べ限定的であったことから、経済への影響は相対的に小さく、持ち直しが続くこととなった(図表2)。

図表1 主要国の新型コロナウイルス感染症
新規感染者数(21年2月25日時点)



図表2 主要国の実質GDP



春から秋の各国の経済対策

20年春に各国で感染の拡大に伴い緊急的に講じられた都市封鎖は、国により違いはあるものの、総じて厳格であった。アメリカでは、トランプ大統領(当時)が集会、外食、不要不急の旅行等の自粛を要請したほか、各州においても、休業や外出制限等の措置が採られた。ドイツでは、店舗・施設、飲食店の閉鎖、外出制限、集会の禁止等の措置が採られ、都市封鎖状態となった。封鎖下では多くの部門で消費・生産活動の停止を余儀なくされるとともに、封鎖措置が緩和される時期が極めて不確実な状況にあった中、各国政府は雇用関係の維持や倒産の防止を図り、制限措置が緩和されたときにすぐに経済活動に復帰できることを目的とした政策等を打ち出した。政策の手法としては、

個人や企業への直接給付や融資が中心で、対象者に直接、必要な資金等が届く即効性のある政策手段を用いたものが多い。具体例としては、アメリカでの個人向け給付（1人当たり最大1,200ドル）や、主に中小企業を対象に融資を実施し、雇用維持に関する条件を満たせば全額又は一部が返済免除となる給付と保護プログラム（PPP）、ドイツでの雇用者が解雇の代替として従業員の労働時間を短縮する場合に、政府が操業短縮に伴う賃金減少分の一定割合を補てんする従業員操業短縮手当、フランスでの資金繰りが悪化した企業への融資や、雇用・所得環境の保護を目的として雇用主が労働時間の削減や事業所の一時閉鎖を行った場合に、従業員が手当を受け取れる一時帰休（部分的失業）制度の拡充等が挙げられる。

その後、都市封鎖等が段階的に緩和された時期には、上述のような経済活動抑制の影響を緩和するための政策に加えて、再開されつつある経済活動を軌道に乗せるための政策が採られた。さらに、ドイツの経済対策に含まれる未来パッケージ（AI戦略支援、量子技術支援、電気自動車購入支援、水素国家戦略推進等）のように、コロナ後の新たな経済社会を念頭に置いた危機後の経済社会の変革を促すための政策もみられた。

図表3 各国の経済対策（時期別）

	～春 (20年5月頃まで)	夏・秋頃 (6～10月頃)	秋以降 (10月末頃～)
アメリカ	3月：個人向け給付、中小企業支援（融資・給付）等		12月：追加経済対策
ドイツ	3月：経済安定化基金、小規模事業者支援等	6月：経済危機対策パッケージ、未来パッケージ	11月：企業支援の拡充
フランス	1～3次補正予算	9月：復興計画	11月：4次補正予算

20年10月以降の経済活動再制限と経済対策

感染の再拡大を受け、欧州を中心として、20年10月以降に経済活動の再制限が導入された。ドイツにおいては、飲食店（配達、受取サービスを除く。）及びレジャー・余暇施設の閉鎖、不要不急の旅行の自粛要請等に加えて、小売店（生活必需品の販売を除く。）及び学校・保育園の閉鎖等の制限措置が実施された。フランスにおいては、外出制限、小売店（生活必需品の販売を除く。）及び飲食店の閉鎖等の制限措置が実施された。総じてみれば、各国とも春の厳格なロックダウンと比較すると、対象を絞ったより緩やかな制限措置である。しかし、当初の終了予定時期までに感染者数の

持続的な減少には至らなかったことから、制限期間の延長が行われるなど、不透明な状況が続いた（図表4）。

経済活動の再制限に伴い、ドイツにおける休業要請対象の事業者等に対して前年同月の売上高の75%を給付する臨時経済支援、フランスにおける休業要請対象又は売上が一定以上減少した事業者に対して前年同月と比較した売上減少に応じた給付を行う連帯基金等、新たな支援策の創設や20年春期以来実施されてきた支援策の拡充等の対策が行われた。

アメリカでは、感染が拡大している個別の州・地域において制限措置が採られ、例えばカリフォルニア州では、飲食店等の店内営業の禁止や、夜間外出禁止等の制限措置が実施された。ただし、アメリカ全体で見れば、制限措置の度合いは欧州に比べ限定的であった。同時期には、アメリカにおいても、2回目の個人向け給付（1人当たり最大600ドル）や、PPPの申請再開等の追加対策が行われた。

図表4 各国の制限措置の状況

	20年10月	11月	12月	21年1月以降
ドイツ		◆ 11/2	■ 12/16	◇ 1/10→3/7(予定)
フランス	一部地域で夜間外出禁止 10/17	●◆ 10/30	□ 11/28	○ 12/15 1/20→2月下旬(予定)
アメリカ (カリフォルニア州)		◆ 11/17	夜間外出禁止 11/21	■ 12/6 ○□◇ 期限未定→1/25

凡例) ●○：外出禁止、■□：店舗、◆◇：飲食店
黒塗り印は制限措置開始日、白塗り印は制限措置終了日を示す。

おわりに

先進諸国の経済活動は、感染症の影響による20年春時点での落ち込みから、比較的迅速に回復してきた。この要因は、経済活動を段階的に再開してきたことに加え、経済活動の再開状況に応じて切れ目のない財政政策を行ってきたことがあると考えられる。ただし、10月以降欧州各国では、感染再拡大や経済活動の再制限の動きもみられ、不確実性が高いとみられる。

各国経済の回復は感染再拡大の動向等により異なるが、経済が正常化するまで、政策によるサポートが必要と考えられる。各国の政策対応の中には、前述のドイツにおける未来パッケージのように、今般の危機を機にパンデミック後を見据えた経済社会の変革を促すための政策を打ち出す例もみられており、こうした変革の芽を育てていくことが重要と考えられる。

田中 祐輔（たなか ゆうすけ）

経済理論・分析の窓

コロナ下の日本の労働市場： 2020年上半期の記述的分析

経済社会総合研究所 研究官
 東京大学大学院経済学研究科 特任研究員
深井 太洋

新型コロナウイルスの感染拡大から1年以上が経過し、様々なデータの蓄積が進みつつある。日々の生活の根幹をなす労働に関して、そうしたデータを用いた分析による現状の把握は政策決定の上でも役立つ。特に、誰にどのような支援をする必要があるのかを判断するには、個票データを使った影響の異質性の検証が有効だろう。そこで本稿では2020年の上半期を対象に、労働力調査の個票データを利用してコロナ下における就業への影響を記述的に分析したFukai, Ichimura and Kawata (2021)を紹介する。

労働力調査の個票データ

刻々と状況が変わるコロナ下においては、いち早く労働環境に何が起きているかを把握することが重要である。タイムリーな労働市場への影響の把握には、毎月勤労統計調査（厚生労働省）や職業安定業務統計（厚生労働省）の活用も考えられるが、個人あるいは世帯レベルでの情報を整理するには、本稿で用いた労働力調査（総務省）が最も適しているだろう。

労働力調査は無作為に抽出された約4万世帯が毎月調査対象となる、日本の就業及び不就業の状態を明らかにするための基幹統計である。毎月の失業率などの数値は、この労働力調査をもとに計算されている。この調査では調査の対象となった世帯における15歳以上の人員に、各調査月の最後の週における就業状態を訊いている。また就業状態だけではなく、年齢や性別といった個人の属性や、勤務先における呼称（正規、パートなど）、契約期間や職業・産業などの仕事に関する詳細な情報も調査している。

労働力調査の公表結果からもすでに様々な検証がなされているが、ここでは個票データを用いた分析の重要性を指摘しておきたい。Kikuchi, Kitao and Mikoshiba (2021)も指摘しているように、コロナ下においてはその労働市場への影響が人によって大きく異なることが考えられる。性別、年齢、地域や就業形

態など、様々な組み合わせで効果が異なる可能性の検証には、個人レベルの個票データを使った分析が必要不可欠である。

もう一つ、労働力調査の個票を用いる重要な点は、同じ個人の時点間の変化がわかるという点である。労働力調査は、同じ世帯が初めて調査される月から2か月、その1年後の同月から2か月の計4回調査されるローテーション・サンプリングという調査方法を採用している。そのため、対象者が回答し続けている限りはその対象者の労働状態の変化をとらえることができる。一時点における調査では、例えば失業している人が失業前にどのような仕事をしていたのかがわからない。同じ個人の経時的な変化を見れば、どういった属性を持つ人がより影響を受けたのかがわかる。そのため個票データを用いた分析は、就業状態の変化という非常に貴重な情報を提供してくれる。

就業状況への影響：休業・失業・非労働力化

Fukai et al. (2021)では前述の労働力調査の個票データを用いて、労働市場への影響として就業しているかどうかに着目した分析を行っている。通常、各調査月における就業状況は、就業率（15歳以上人口に占める就業者の割合）で示される。ここでの就業者の定義は、従業者と休業者である。しかしながら、緊急事態宣下では休業を余儀なくされた労働者が多いことが予想される。そこで、休業への影響も検証するために、分析における非就業の定義として以下の2つを用いている：

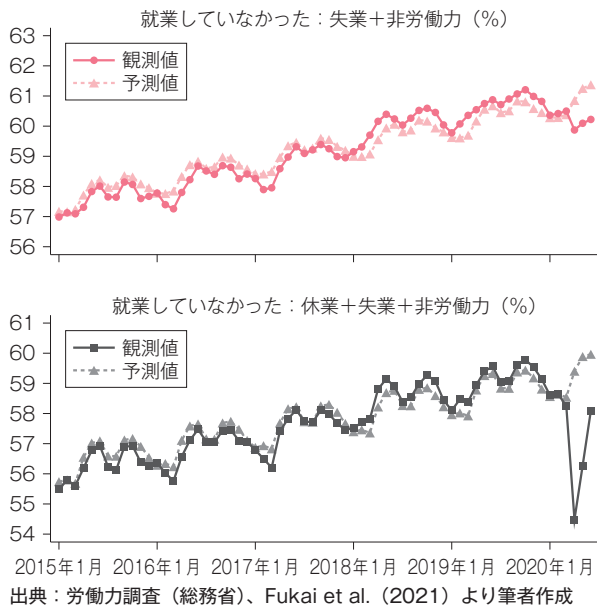
A) 非就業：失業者+非労働力

B) 非就業：休業者+失業者+非労働力

それぞれの定義で計算された就業率を用いて、まずは全体的な就業への影響をみていこう。分析でははじめに、2013年から2018年のデータを用いて、季節性や年齢構成を調整したうえでの就業率の予測式を推定している。そのうえで、推定された予測式から得られた2019年以降の就業率の予測値と、実際に観察された就業率を比較する。予測式による就業率を、新型コロナウイルスが仮になかった時の就業率とみなすことで、実際の就業率と予測された就業率の差を新型コロナウイルスによる影響として考えようというアイデアである。ここでは、2019年のデータを予測式の推定に使用せずに、2019年の観測値と予測値を比較することで予測がうまくいっていることをチェックしている。

推定された就業率の予測値と、実際に観察された就

図表1 就業率の観測値と予測値



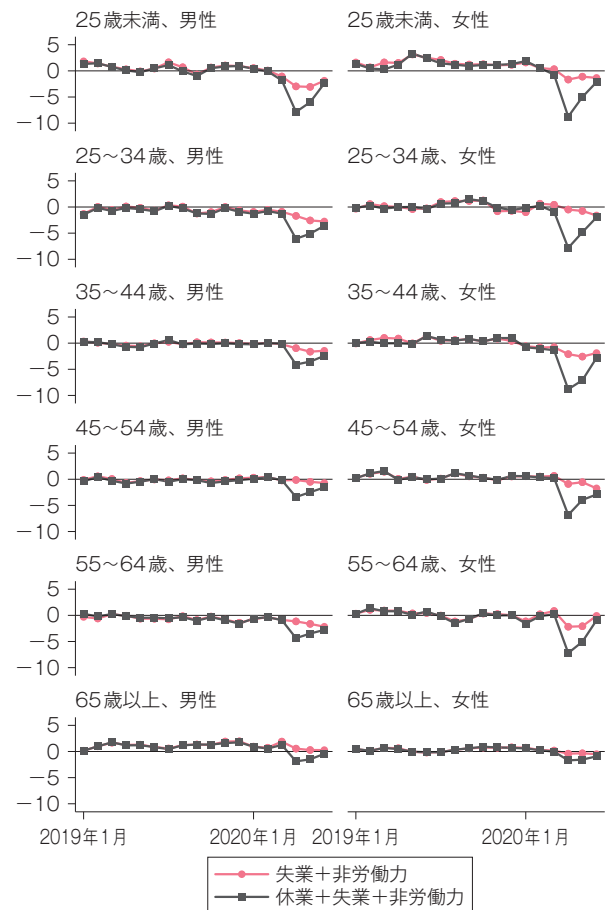
業率を比較したのが図表1である。通常の見業率の定義と、休業を非就業とみなした定義における結果がそれぞれ示されている。まず、通常の見業率への影響をみると、2020年4～6月において観測された見業率が予測値を大きく下回っていることがわかる。2020年4月から6月にかけてその差はやや広がっている傾向にある。予測値との差は1ポイント程度であるが、2020年4月時点における15歳以上の人口が約1.1億人であることを考えると、無視できない数の労働者が失業あるいは非労働力に移行したことがわかる。次に、休業も非就業とみなした指標の結果をみると、緊急事態宣言が発出された2020年4月に特に予測値を大きく下回っていることがわかる。2020年4月時点の予測値との乖離は約5ポイント程度と非常に大きいものであり、多くの労働者が休業していたことが確認できる。その後5～6月にかけて徐々に回復していき、2つの定義の見業率における予測値との乖離の大きさは、休業を非就業とした指標のほうがやや大きいものの、ほとんど同じレベルまで戻ってきている。

誰が影響を受けていたのか？

前述のように、新型コロナウイルスの見業への影響は各個人の状況ごとに異なることが考えられる。ここでは、基本的な属性である年齢と性別ごとに、その影響が異なるかどうかを検証した結果を紹介する。図表2は、先ほどと同じ手法を用いて年齢と性別ごとに見業率の予測式を推定し、実際の見業率との差 (ppts) をプロットした結果を示している。はじめに通常の見業

率の定義を用いた結果をみると、20～40歳代や55～64歳において予測値との乖離が大きいことがわかる。特に25～34歳の男性では4月から6月にかけて失業あるいは非労働力化する人が増えている傾向にあることがわかる。通常の見業率の定義では、男女間にはそこまで顕著な差はないこともみてとれる。次に休業を非就業をとみなした指標の結果をみると男性では若年齢層、特に25歳未満においてその影響が大きかったことがわかる。女性においては10歳代から60歳代まで幅広い年齢層において休業の影響が大きかったことがわかる。また、休業を非就業とした見業率の場合、女性のほうがその影響は大きいことから、特に緊急事態宣言下の2020年4月において女性がより休業していたことがわかる。またどの年齢層においても男女ともに5月から6月にかけて休業への影響が弱まっていることも確認できる。

図表2 就業率の観測値と予測値の乖離 (ppts)



出典：労働力調査（総務省）、Fukai et al. (2021) より筆者作成

影響の異質性：データに語る

新型コロナウイルスの見業への影響は、性別や年齢ごとに異なっていたことが分かったが、ほかの属性についてはどうだろうか。どこでどのような生活をして

いた人がより影響を受けたのか、考えられる異質性の検証はキリがないほどたくさんある。そこで、筆者らは機械学習の手法を応用し、より影響を受けたグループをデータから検出することを試みた。具体的には、2019年と2020年における前年同月のデータを用いて、様々な属性の組み合わせごとに就業率への影響の大きさを計算する。次に、その影響の大きさをもとに並び替え、より大きい影響を受けたグループにどのような属性を持った人が多いのかを検証する。事前に研究者が属性を決めて分析するのではなく、影響を受けた属性をデータに語らせるという発想だ。

こうしたデータに語らせるアプローチによる分析の結果、以下のようなことがわかった。はじめに、事前に多くの人が予想していたように、新型コロナウイルスが就業に与えた影響の大きさは人によって極めて異なり、大きく影響を受けたグループとそうでないグループが存在するという点である。例えば、休業を非就業とみなした場合においては、ほとんど影響を受けなかったグループが全体の約60%を占める一方で、一番影響を受けた下位5%のグループでは2020年4月の就業率が約20ポイントも下落している。通常の実業率でも傾向は同じであり、一番影響を受けた下位5%のグループでは2020年4～6月に就業率が約3～5ポイント下落している。

大きく影響を受けたグループには、どのような属性を持つ人がいたのだろうか。影響を受けたグループに焦点を当て、そこに含まれる人々の属性を検証した結果、以下のことがわかった。まず働き方に着目すると、2020年4月から6月に特に影響を受けたグループは、家事あるいは学業のかたわら仕事をしている、パート・アルバイトの人であった。また、産業では宿泊業・飲食サービス業、職業ではサービス業にその影響が集中しているなど、対人でのコミュニケーションが必要とされる仕事をしていた人への影響が大きかった。このように、働き方やその内容によって、就業への影響の大きさが異なる一方で、米国の労働市場を分析したCoach, Fairlie and Xu (2020)において報告されているような学歴による差はほとんどないこともわかった。また、企業規模による差もそこまで大きいものではなかった。

おわりに

本稿では、コロナ下における2020年上半期の就業への影響を分析したFukai et al. (2021)の結果を紹介

してきた。分析の結果から以下のようなことがわかった。はじめに個票データを使った分析の有用性である。個票データを用いることではじめて、コロナ下における労働市場への影響が個人によって大きく異なることがわかった。特にはじめでの緊急事態宣言であった2020年4月では、対人接触を要する職業・産業や、パート・アルバイトへの影響が大きかった。次に、休業、失業と非労働力でその影響の推移が異なるという点である。休業についてはその影響が2020年4月にピークをむかえ、その後緩やかに弱まっていったことがわかった。一方で、失業と非労働力については、2020年4月に増加して以降、緩やかに増える傾向にあることがわかった。

コロナ下において労働市場への影響を素早く分析していくことは、誰にどのような支援をする必要があるのかを判断するうえで重要である。本稿で紹介した分析は、その一側面にすぎないことも最後に指摘しておく。本稿における分析では、働いているか働いていないかの2値変数を中心に分析を行ってきた。もちろん就業状態は極めて重要な労働市場の指標であるが、所得や労働時間といった側面も分析していく必要があるだろう。特に、休業が大きく増える緊急事態宣言下において、休業補償が実際にされているかどうかなどの情報収集と分析も重要になってくるだろう。また本稿で紹介した分析は、2020年の上半期に対象が限定されているが、2020年7月以降の動向についても分析することで、コロナ下における労働市場への影響の理解を深めることができる。そうした分析を可能な限り早く進めていくことで、統計分析から得られたエビデンスに基づく現状の把握と政策決定がなされていくだろう。

参考文献

- Couch, Kenneth A., Robert W. Fairlie, and Huanan Xu, "Early evidence of the impacts of COVID-19 on minority unemployment," *Journal of Public Economics*, 2020, 192, 104287.
- Fukai, Taiyo, Hidehiko Ichimura and Keisuke Kawata, "Describing labor market impact of COVID-19 in Japan until June 2020", 2021 (近刊)
- Kikuchi, Shinnosuke, Sagiri Kitao, and Minamo Mikoshiba, "Who suffers from the COVID-19 shocks? Labor market heterogeneity and welfare consequences in Japan," *Journal of the Japanese and International Economies*, 2021, 59, 101117

深井 太洋 (ふかい たいよう)

経済財政諮問会議の理念と歩み

経済財政諮問会議の理念 と発足までの経緯 (8)

流通科学研究所 副所長 (元内閣府審議官)

前川 守

今回は、経済財政諮問会議の下部機関の説明の続きから述べる。

③専門調査会

第二条 会議は、内閣府設置法第十九条第1項第一号及び第二号の調査審議並びに同項第三号の意見具申の前提となる特定の専門的事項に係る調査をさせるため、その議決により、専門調査会を置くことができる。

2 専門調査会に属すべき者は、専門委員のうちから、議長が指名する。ただし、議長は、必要があると認める場合は、専門調査会に属すべき者として議員を指名することができる。

3 専門調査会は、その設置に係る調査が終了したときは、廃止されるものとする。

i) 「専門調査会」という名称とした理由

「審議会等の整理合理化に関する基本計画」(平成11年4月27日閣議決定)中の別紙2審議会等の組織に関する指針(以下「指針」という)によれば、審議会等の下部機関の名称は、分科会、部会等とされている。

一方、ESR No.31 (11) 専門調査会①基本的考え方述べたように、専門調査会は、経済財政諮問会議本体の機能を代行・分掌することは出来ず、補助的な調査を行うものである。

しかるに、「指針」によれば、「諮問権者の同意を得て、あらかじめ総会の定めにより、分科会、部会の結論をもって審議会等の意思決定とすることができる」とされていることから、経済財政諮問会議の下部機関の名称としてはふさわしくない。なお、分科会と部会の違いは、分科会は審議事項のまとまりが大きく独立性が高い場合、部会は審議事項のまとまりが大きい場合あるいは独立性が高くない場合、である。

そこで、経済財政諮問会議の調査審議に資する補助的な専門調査を行う専門調査員の集まりという性格を素直に表すものとして「専門調査会」とした。名称の

前例としては、文化財保護審議会の下部機関の例¹があった。

ii) 専門調査会の設置に種々の制限を付した理由

経済財政諮問会議本体における調査審議を原則とすべきであり、専門調査会は会議のコントロールの下で会議の調査審議に資する補助的な調査を行うというサポート機能に止まるものである趣旨を一層明確にするために、専門委員と同様に、以下の制限を付したものである。

- ・「内閣府設置法第十九条第1項第一号及び第二号の調査審議並びに同項第三号の意見具申の前提となる」
- ・「特定の専門的事項」
- ・「その議決により」

通例の「その定めるところにより」ではなく、「その議決により」としたのは、例えば「下部機関設置規則」を経済財政諮問会議で定め、実際の設置は会議に諮ることなく行う、というような事態を防ぐために、「その議決により」としたものである。規定の前例としても、都市計画中央審議会、建築審議会、道路審議会、労働基準関東審議会では、「その議決により」部会を置くことができるとされていた。

また、会議が行う議決には、専門調査会の設置だけではなく調査の対象となる事項の特定等も当然に含まれる。

iii) 専門調査会の構成員は専門委員を原則とした理由

専門調査会の構成員の規定が何もない場合は、専門委員ではない学識経験者や関係行政機関の職員も専門調査会の構成員になれる可能性を残すことになる等、専門調査会の性格付けが不明確になる恐れがあるため、第2項の規定を置き、専門調査会の構成員を明確にした。

通常の審議会の下部機関である分科会や部会の場合、専門委員の他に本委員も構成員となることが多く、「分科会/部会に属すべき委員、特別委員、専門委員は会長が指名する。」というような規定が通例である。

経済財政諮問会議の場合は、本会議と専門調査会の調査審議対象は明確に区別されていて、本会議の議員は経済財政に関係する国務大臣が経済財政政策全般に関し優れた識見を有する学識経験者であり、特定の分野に関する専門的かつ補助的な調査を行う専門調査会の構成員には通常想定されないため、専門調査会の構

1 文化財保護審議会の下に、文化財の種類に応じて第1から第5までの5つの専門調査会が置かれていた。

成員は、まずは専門委員とした。

しかしながら、専門調査会が会議から与えられた調査事項の内容によっては、民間議員等経済財政諮問会議の本議員の中に、経済財政政策全般とともに当該調査事項に特段の知見を持つ者がいて、その者の専門調査会への参加がない場合は専門調査会に与えられた調査を十分には遂行出来ない可能性も否定できないので、第2項後段のただし書きにおいて、必要がある時は、本会議の議員も専門調査会の構成員になりうることを規定した。

iv) 専門調査会の廃止の時期を明定した理由

これまでの審議会等合議制機関の運営においては、広範な所掌事務を持つ特定の下部機関が、実質的な審議を行い、審議会本体はその下部機関の決定を形式的に追認するにすぎず、審議会本体の審議が空洞化しているケースもあった。このような場合、その下部機関は常時設置されており、あたかも審議会本体を代替する機関のようになっていた。このような事態を避けるために、第3項は設けられたものである。

すなわち、経済財政諮問会議では、これまでに何度も述べてきたように、内閣総理大臣のリーダーシップの下に、会議自体で我が国の経済財政政策の根幹について総合的・機動的に審議する機関である。従って、会議本体での審議が特段に重要であり、下部機関である専門調査会は、特定の専門的事項について、会議本体での審議の予備的・補助的な調査を行う必要がある場合に、臨時に設置されるものであり、当該調査が終われば廃止されることは当然である。このことを一層明確にするために、「設置に係る調査が終了すれば、その専門調査会は廃止する」ことを第3項で規定した。

(12) 経済財政諮問会議令のその他の規定について

この機会に、専門委員、専門調査会以外の諮問会議令の条文について、説明しておく。

① 経済財政諮問会議と関係審議会との連携

第三条 会議は、その運営に当たっては、関係する審議会等との密接な連携を図るよう配慮するものとする。

経済財政諮問会議の調査審議を補助する手段は、専門調査会の設置だけではない。事務局機能を担う内閣府の内部部局の機能等、様々なものがあり、ESR No.31(10)で述べた内閣府設置法第24条に規定した関係行政機関等への協力要請・依頼も有力な手段である。

24条では、関係行政機関の例示として「関係審議会」が挙げられているが、行革会議最終報告報告（平成9年12月3日）において、「各省に置かれた関係審議会との密接な連携を図るものとする」旨、明記された趣旨等から、経済財政諮問会議令でも改めて訓示的に規定したものである。

「配慮」という用語については、「留意」という案もあったが、「留意」は同等又は下位の地位にあるものの行動を規定するものであり、経済財政諮問会議は審議会等より格の高い機関であるので、「配慮」とした。

② 経済財政諮問会議の庶務

第四条 会議の庶務は、内閣府本府に置かれる政策統括官が処理する。

ESR No.26(4) 経済財政諮問会議の事務局①で述べたように、行革会議最終報告報告(p19)で「内閣府の調整部局のうち経済財政政策を担当する部門が会議の事務局となる。」を受けて規定するものである。

中央省庁等改革推進本部事務局の内部執務マニュアル「審議会令立案作業の手引書」(平成12年4月3日、p6)では、「審議会令に庶務担当課室を規定する」とされており、これを機械的に適用すると政策統括官の下での参事官レベルを規定しなければならないが、以下の理由から局長レベルの政策統括官が庶務を担うこととした。

イ. 内閣府の政策統括官の下における参事官は、局課制の下での課長と異なり、自ら分掌する独自の事務があるのではなく、政策統括官を助ける職であるため、会議の庶務を担う主体になりえない。

ロ. 経済財政諮問会議の審議対象は極めて広範であり、一の参事官の事務範囲に納まるものではない。

i) 「一の政策統括官」としない理由

政策統括官の所掌する事務は内閣総理大臣の命により機動的・弾力的に変動するものであり、また経済財政諮問会議の扱う審議対象は極めて広範であり、一人の政策統括官の事務範囲に納まらない場合があることから、経済財政政策を所掌する複数の政策統括官全体で庶務を担うこととし、実際に審議を行う場合は、その具体的案件を所掌する政策統括官が庶務を行うこととした。

ii) 「命を受けて」と規定しない理由

政策統括官の所掌する事務の具体的内容は、内閣総理大臣の命により初めて定まるものであるため、会議の庶務についても、命がなければ行うことは出来ないが、政策統括官の職務を定めた内閣府本府組織令第三

条²に「命を受けて」と規定されており、諮問会議令でも規定した場合は、二つの命があるのか、二つの命が異なった場合はどうするのか等の問題が発生するため、経済財政諮問会議という重要政策に関する会議の庶務は政策統括官の職務の主要なものであり、本府組織令による命に経済財政諮問会議の庶務についても当然含まれていると整理し、諮問会議令では規定しないこととした。

なお、「命を受けて」を明記している前例である安全保障会議設置法³との関係については、同会議設置法第九条の前段にある庶務を処理する場所を規定するのが諮問会議令の役割であり、後段まで規定する必要はないと整理した。

iii)「庶務」という文言とし、「事務」としなかった理由

審議会等合議制機関の「事務」という場合は、調査審議を含め審議会の行うこと全てを意味する場合があるため、「政策統括官が審議会の事務を処理する」旨の規定をすると審議会の機能の一部を政策統括官が代行できるという誤解を与えかねない。

会議の事務局機能を担う政策統括官に期待されていることは、諮問会議の日程の調整、会議室の準備、会議資料の作成補助、関係省庁との調整、議事録・議事概要の作成といった、いわば会議の下働き機能であるため、その外延を明らかにするため「庶務」という文言を用いることとした。

これに関連してここで記述しておきたいのは、内閣府設置法案の立案過程において、中央省庁等改革推進本部顧問会議（ESR No.29脚注3参照）等において、「経済財政諮問会議ではこれまでの審議会では往々にしてありがちだった事務局主導ではなく会議自体が主導しなければならない。」ということが強調された、ということである。

内閣府設置法案大綱を作成するにあたって、事務方案（平成10年10月30日第7回顧問会議、資料3）では、「原案作成方式」について、「経済全般の運営の基本方針等経済財政政策に関する重要な事項については、原則として、経済財政諮問会議自体又は事務局が作成する。」となっていた。顧問会議では、この「又は事務局が作成する。」という箇所が議論になった。「会議自体と並列に事務局を書くと、諮問会議の意思とは別個に事務局が作成できるとなり事務局主導にな

る恐れがある。また「原則として」と入っていると、それ以外の原案作成方式も出来ると解釈される。」という疑問が出されたのである。もちろん事務方案はそのような意図ではなく、「総理、関係大臣、学界・経済界の第一人者の民間議員からなる諮問会議の議員は超多忙であり、諮問会議作成文書の原案作成というような作業は出来ない、議員の指示により事務方が作成する。」という意味であった。また、この第一号に続き、諮問会議の所掌事務の第二号を念頭において「社会資本の総合的な整備計画その他の経済財政政策に関連する重要な事項については、原則として、関係省庁が原案を作成するが、政府全体としての政策の一貫性及び総合性を確保するため、原案作成段階から経済財政諮問会議又は事務局が関与する。」との対比もあって、このような事務方案となっていた。

しかしながら、第7回顧問会議の議論を受けて、第10回顧問会議（平成11年1月13日）に提出された大綱案（資料1）では当該箇所は、「原則として、経済財政諮問会議が作成するものとし、事務局がこれを補佐する。」と、原案作成は諮問会議自体が行い、事務局はその補佐役ということが明確にされ、更に平成11年1月26日に中央省庁等改革推進本部で決定された大綱では「経済全般の運営の基本方針等経済財政政策に関する重要な事項については、経済財政諮問会議が作成するものとする。」と「原則として」も「事務局がこれを補佐する」も削除されて、非常にシンプルになった。これほどまで、事務局ではなく諮問会議自体が主導することが必要とされていたのである。これも、内閣総理大臣の指導性の確保、内閣総理大臣の補佐・支援体制の強化という、重要政策に関する会議の設置目的が重視されたためである。

(13) 経済財政諮問会議と総合科学技術会議の比較

内閣府発足時の4つの重要政策に関する会議については、ESR No.28 (7) で、その特徴、前身の審議会との関係等を簡単に説明したが、内閣府設置法に設置規定があり、重要政策に関する会議の代表例である経済財政諮問会議と総合科学技術会議について対比する形でまとめておく。

なお、総合科学技術会議は、「科学技術の振興」に加えて「研究開発の成果の実用化によるイノベーション創出の促進」を所掌事務として追加し名称も「総合

2 内閣府本府組織令第三条「政策統括官は、命を受けて、次に掲げる事務を分掌する。」

3 安全保障会議設置法第九条「会議に関する事務は、内閣官房において処理し、命を受けて内閣審議官がつかさどる。」

科学技術・イノベーション会議」と2014年5月に改称されたが、本稿では内閣府設置法立案時の議論や経緯を説明しているため、発足時の総合科学技術会議との比較とする。

①所掌事務

i) 評価も行う

経済財政諮問会議は経済財政政策に関する「調査審議」を所掌事務とするが、総合科学技術会議は科学技術の振興に関する「調査審議」に加え、「評価」⁴を行うことが、大きな違いである。前身の科学技術会議では、「評価」は所掌事務とはなっていない。

「評価」は、行革会議最終報告(p20)や中央省庁改革等基本法(別表第一)においても、総合科学技術会議の任務とされていた。文理的には「調査審議」の一環として「評価」を行うことも可能であるが、科学技術に関する研究開発では、宇宙やエネルギーに関する大プロジェクト等、多大な予算と資源を投入して行われるものも多く、その効率的な使用に関して国民の関心も高いことから、特記して総合科学技術会議の主要事務として明記したものである。

評価の対象になるのは、国家的に重要なプロジェクトその他の研究開発であって、国が主体となっているもの及び国が資金提供等何らかの形で関与しているものである。従って、民間が単独で行っている研究開発は対象とはならない。

ii) 評価の内容

国が関与している研究開発である以上、関係省及び総務省(行政評価局)の政策評価の対象ともなるが、総合科学技術会議が行う評価とは、評価の観点を異にする。

各省の評価は、各省に与えられた任務を達成するためにプロジェクトがどの程度必要であったか、どの程度役立ったかという観点から行われる。総務省の評価は、政策評価の総合性及び一層厳格な客観性を担保するため(中央省庁等改革基本法第二十九条第二号)に行われる。

これらに対して、総合科学技術会議の評価は、国としての総合的かつ計画的な科学技術政策の推進という観点(基本法別表第一)から行われるものであり、プロジェクト自体の評価のみならず、政府の基本方針に

沿って推進されているか、プロジェクト間の優先順位をどうするかといった点を含めて評価が行われる。

②議員

経済財政諮問会議との大きな違いは、総合科学技術会議は議員数が14人と多いこと、常勤議員がいること、民間議員は国会同意を経て任命されることの3点である。

i) 議員数

総合科学技術会議の議員数は内閣府設置法第二十七条により、14人以内とされている。前身である科学技術会議の10人⁵から増員されたのは、行革会議最終報告(p20)や中央省庁等改革基本法(別表第一備考三)で、「常勤の委員を現在の科学技術会議より増やすなど構成員の充実を図る。」とされたためである。法定の大臣議員は、経済財政諮問会議と同様に内閣官房長官と科学技術政策担当大臣の2名だけで、その他は総理が指定する大臣とされている。実際の運用では、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣、経済産業大臣となっている。科学技術会議から増員されたのは、官房長官、総務大臣、経産大臣の3大臣である。なお、経済財政諮問会議と同様にその他の大臣は必要な時に臨時議員として参加できる(第二十九条第2項)。

また、民間議員を一定割合以上確保することが経済財政諮問会議と同様に法定(第二十九条第3項)されているが、その割合は諮問会議が「十分の四未満であってはならない」であるのに対して「十分の五未満であってはならない」と割合が高い。これは、

- ・科学技術分野の広がり、多岐にわたる専門分野等を考慮する必要があること。
- ・議員総数の上限が、諮問会議の10人に対して14人と高く、民間議員の割合を高めても国務大臣等の数に支障が少ないこと。
- ・諮問会議では、民間の関係機関の長と民間議員を分けて規定しているが、総合科学技術会議ではこのような規定がないことから、仮に民間の関係機関の長を議員に任命する場合は民間議員として任命することになること。

等を考慮したためである。(以下次号)

前川 守(まえかわ まもる)

4 内閣府設置法第二十六条第1項第三号「科学技術に関する大規模な研究開発その他の国家的に重要な研究開発について評価を行うこと。」

5 旧科学技術会議設置法第四条「会議は、議長及び議員10人をもって組織する。」

第六条「議員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。1大蔵大臣、2文部大臣、3経済企画庁長官、4科学技術庁長官、5日本学術会議会長、6科学技術に関してすぐれた識見を有する者のうちから内閣総理大臣が任命する者 5人」

最近のESRI研究成果より

GDP統計における医療サービスの「質」の変化の反映について

経済社会総合研究所 政策調査員
石橋 尚人*

はじめに

経済社会総合研究所では、GDP統計の推計の精度向上を図ることを目的に、関係府省と連携し、医療の質の変化を反映した価格の把握手法について研究を行っている¹。本稿では、昨年に公表されたESRI Research Note²から、研究の概要や中間成果などについて紹介する。

基本的な考え方

第一に、医療の価格、すなわちデフレーターを検討するにあたっては、デフレーターによって実質化されるべき医療サービスについて、その定義を確認する必要がある。特に、商品という実体のないサービス分野においては、なにをもってアウトプットとするのかを定義することが難しく、この問題が本稿の中心的な議論の一つとなる。

この点について、国際機関等の認識を確認していくと、医療サービスのアウトプットは、「傷病の治療」の単位で、ある患者一人の特定の傷病を治療するために必要とした、初診から治療までの診療行為全体を1単位のサービスと捉えるべきであるとされる³。そして、このように価格を計測することで、個々の診療行為に係る診療報酬点数や薬価の価格の変化だけでなく、特定の傷病に適用される治療方法の変化が反映されるようになる。

簡単な事例を挙げて、この特徴について説明をしたい。例えば、ある同一の傷病について、医療技術や器具の進歩に伴って、手術による患者の負担が軽減されたことから、従来と比べて短い日数で退院できるようになったものと仮定する(図表1)。図表に示した通り、

図表1 治療方法の変化とデフレーターの反映

(個々の診療行為を単位に計測した場合)

診療行為	従来のケース		現在のケース	
	価格	数量	価格	数量
入院料等				
入院基本料	1,400点	10回	1,400点	5回
手術料				
手術A	6,000点	1回	6,000点	0回
手術B	11,000点	0回	11,000点	1回
食事療養	600円	26回	600円	11回
...
合計	215,600円	37回	186,600円	17回

(「傷病の治療」を単位に計測した場合)

傷病	従来のケース		現在のケース	
	価格	数量	価格	数量
ある傷病	215,600円	1件	186,600円	1件
...
合計	215,600円	1件	186,600円	1件

※従来の手術を「手術A」、先進的な手術を「手術B」とした。なお、表中の「点」は診療報酬点数であり1点あたり10円として計算される。また、事例はイメージであり、診療報酬体系を正確に反映したものではない。

先進的な手術は以前より高額ではあるものの、入院日数の短縮のために全体的な費用の負担は少なくなっている。

消費者物価指数(CPI)の「診療代」の指数のように、個々の診療行為を単位に計測した場合、診療報酬点数に改定がない限り、価格について変化はないとみなされる。したがって、金額(合計)の減少は数量の減少によるものとみなされる。

一方、「傷病の治療」を単位に計測した場合には、診療行為の組み合わせや回数の変化、すなわち治療方法の変化が価格の変化に反映される。そして、金額(合計)の減少は価格の減少によるものとみなされる。

仮に、ある一人の患者を同じ程度に快復させることができるのであれば、それぞれの計測方法を比較した場合、価格の変化として捉えるアプローチの方が適当であり、前者のように、結果として数量の減少とみなしてしまうアプローチは、数量の変化を過小評価すると考えられる。このように、「傷病の治療」の単位で価格を計測しようとするのが、基本的な考え方の第一である。

* 三井住友海上火災保険株式会社より内閣府に派遣

1 「統計改革の基本方針」(平成28年12月21日経済財政諮問会議決定)、「公的統計の整備に関する基本的な計画」(令和2年6月2日閣議決定)などに基づく。
2 石橋尚人、丸山雅章、桑原進、石井達也、川崎暁、西崎寿美、村館靖之、大里隆也、菊川康彬(2020)。「医療の質の変化を反映した価格の把握手法に関する研究—推計法の検討とレセプトデータによる試算—」ESRI Research Note No.56
3 OECD, Eurostat, WHO (2017). A System of Health Accounts 2011. Revised edition. Paris, OECD Publishing. など

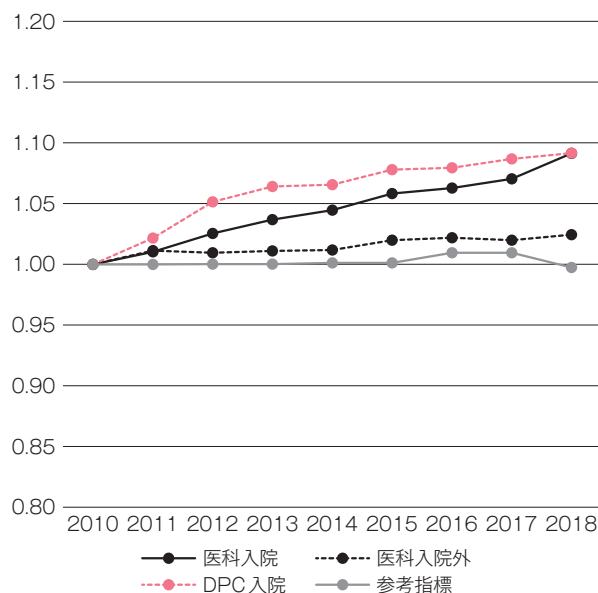
第二は、品質の変化の問題である。価格の変化は、同一又は同等のサービスを比較することで調査されるべきであり、品質の変化を価格の変化とみなすことのないよう細心の注意が必要とされる。また、先に「傷病の治療」の単位で計測される価格が適当であるといった背景には、患者を同じ程度に快復させることができるという暗黙の仮定があったためである。例えば、仮に先の事例のように費用の負担が少なくなっているものの、実際には粗悪な治療によって生存率が悪化したと仮定しよう。この場合、費用負担の減少をすべて価格の変化によるものとみなし、一方で数量には、同じ一人の患者の治療として反映することが適切といえるだろうか。また、反対はさらに深刻であり、一般的には、より高度な治療方法にシフトした場合、以前より高価ではあるものの、治療の成果もある程度は向上すると考えるのが自然であろう。それにも関わらず、治療の成果が異なるそれぞれの治療を同質のサービスとみなして、単に価格の上昇と認識してしまえば、結果的に品質の向上を無視し、数量の変化を過小評価することに繋がりがかねない。

この品質の変化の問題に対し提案される調整方法が、大きく分けて二つある。一つ目は、サービスの分類を均質といえるほど十分に細分化をすることで、純粋な価格の変化のみを計測する方法である。この場合、医療サービス全体の品質の変化は、分類された個々の医療サービスのウェイト変更により反映される（非明示的な品質調整）。二つ目は、医療サービスの品質の指標を計測したうえで、その品質指標の変化に応じて価格（又は数量）を調整する方法である（明示的な品質調整）。紙面の関係からこれらの詳細は本稿では論じないが、この第二のステップには多くの困難な問題があり、専門家の間でもいまだ明確なコンセンサスが形成されていない。

デフレーターを試算

厚生労働省の「匿名レセプト情報・匿名特定健診等情報データベース」（NDB）から第三者提供の承諾を受けて、大規模なレセプトデータを使用してデフレーターを推計した。具体的には、医科入院、医科入院外、及びDPC入院⁴のレセプトを対象に、記録された主傷病の情報をもとにICD-10（2013年版）に準拠した約14,000種の傷病ごとにレセプトを分類し、レセプトに記録された診療報酬点数の合計及び件数を集計したう

図表2 デフレーターを試算結果



※参考指標とは、わが国の医療のデフレーターを簡易的に試算したものであり、2010年を基準時点（1.00）とし、それ以降の各年の診療報酬改定率（ネット）を順に乗じたものである。つまり、これは診療行為を単位にその価格の変化を計測したものである。

えて、連鎖基準方式の価格指数を算出した（図表2）。

図表2の通り、「傷病の治療」を単位にした価格指数は、医科入院、医科入院外、及びDPC入院のいずれの場合も、診療行為を単位にした「参考指標」を上回る価格の伸びであった。しかしながら、この結果の解釈にあたっては注意すべきことが幾つかある。

まず今回の試算では、診療報酬点数をレセプトの件数を単位に平均した。これはつまり、1患者・1月あたりのおおまかな医療費を示したものであり、レセプトの発行単位を超える、異なる医療機関、入院・入院外・DPCの別、入院の期間が1月の単位を超える場合などは別個に計算されるため、必ずしも初診から治療までの診療行為全体を1単位にするものではなく、治療期間の短縮によってレセプト1件あたりの点数平均が上昇している可能性も否めない。また、品質調整の問題については、ICD-10の詳細な分類を用いることで傷病ごとの一定の均質な医療サービスの存在を仮定している（非明示的な品質調整）が、この調整が十分でない場合には、品質の向上によるものを価格の上昇として捉えている可能性もある。

これまでの中間成果をもとに、データの拡充によって推計精度を向上させることや、可能な範囲で医療の質の変化を定量的に把握していくことを課題としたい。

石橋 尚人（いしばし なおと）

4 急性期入院医療を対象とした診療報酬の包括評価をDPC制度と呼び、その制度の対象となる入院のこと。

最近のESRI研究成果より

「経済分析」(第201号)の紹介

経済社会総合研究所 上席主任研究官
篠崎 敏明

経済社会総合研究所では、広く研究者が日本語論文を投稿することができる「経済分析」を発行しています。ここでは、最新号である第201号に掲載される4本の論文の要旨を紹介します。

「経済分析」への投稿はメール：keizai.bunseki at cao.go.jp (atは@に直してください) 及び郵送にて、随時受け付けております。

投稿要綱は以下のURLの通りです。

<https://www.esri.cao.go.jp/jp/esri/archive/bun/contribution.html>

投稿論文の採否は、編集委員の委任する複数の匿名の査読者の審査を踏まえ、編集委員の助言を経て編集長である経済社会総合研究所長が決定します。採択率は約5割であり、投稿から初回査読を経て編集方針連絡まで約100日、投稿から採用決定まで約1年です。

皆様の投稿をお待ちしております。

「公立病院再編における費用削減効果」

(著者)

大阪市立大学大学院経済学研究科／五十川 大也

東京大学大学院経済学研究科／大橋 弘

日本銀行／古田 早穂子

(要旨)

本稿では公立病院の経営指標に関する個票データを用いて、病院再編が効率性に資する影響を定量的に評価する。再編の内生性を考慮して推定を試みたところ、公立病院の再編は医業費用を2割近く下落させることが明らかになった。なかでも、特に給与費や材料費に対して効率性効果が大きく寄与していることが分かった。なお、医業費用の約半分を占める給与費において、再編によって医師や事務員の数が大きく減少している一方で、看護師や医療技術員の数は逆に増加しており、平均給与が高い医師の減少分を代替する過程で他の職種の雇用が増加している可能性が指摘された。他方で、残された医師の平均給与や平均経験年数は、再

編後に上昇していた。また、再編によって病院規模の縮小が同時に生じていることも明らかになった。

「設備投資とqの関係性の変化：上場製造業企業のパネルデータを用いた分析」

(著者)

立正大学経済学部、一橋大学大学院経済学研究科博士後期課程／石川 貴幸

(要旨)

本研究は、設備投資比率とTobinのqの関係を、上場している日本の製造業企業のパネルデータを用いて分析したものである。これまで多くの投資関数の推定では、説明変数としてTobinのqとad hocに変数を加えることで資金制約などの議論を行ってきた。しかし本研究の結果から、(1) qと投資比率の関係は1997年付近を境に変化していること、(2) この1997年の構造変化が今日まで続いていること、(3) qの構造変化を考慮するか否かで資金制約の推定に過誤が生じる可能性が指摘された。以上の3つの結果は、以下の政策的含意を有している。第一に、qと投資比率の関係が変化しているために、日本では近年の景気回復にもかかわらず投資が伸びていなかったことが説明できる。第二に、資金制約の推定に過誤が存在していることによって、適切な企業分析や政策評価がなされてこなかった可能性がある。qと設備投資の関係が変化した原因を追究することは今後の課題である。

「個人の主観的な期待収益が進学希望や進学格差に与える影響（大学進学率の地域差を用いた実証分析）」

(著者)

慶應義塾大学大学院 商学研究科 後期博士課程、みずほ情報総研(株) 社会政策コンサルティング部 チーフコンサルタント／森安 亮介

(要旨)

本稿は、東京大学「高校生の進路についての追跡調査」個票データを用い、高校3年時点に生徒本人の認識する主観的な大卒賃金プレミアムが大学進学希望に及ぼす影響について検証している。さらに、こうした主観的なプレミアムの形成要因について、大学進学に関する情報取得経路に着目し、都市・地方間の違いを検証している。

結果、次の3点が明らかになった。

第1に、Beckerの理論に沿えば賃金プレミアムが高いほど進学を希望することとなるが、分析の結果、有意に大学進学希望を高めていたのは生徒の主観的な大卒賃金プレミアムであった。第2に、そうした主観的な賃金プレミアムは都市圏に比べて地方圏の生徒の方が有意に低かった。このことから、主観的な賃金プレミアムの違いが地域進学格差の一因である可能性が示唆された。ただし、その影響は、世帯年収や親の学歴など家族の経済社会属性の影響によって多くの部分が帰着されることも明らかになった。第3に、主観的なプレミアムの生成要因として情報経路に着目して推計した結果、都市圏では「塾・予備校の先生」や学校（「学校の先生」、「進路指導」）、「オープンキャンパス」、「学校のガイドブック」、「家族」など多様な情報経路が大卒賃金プレミアムを高めていたのに対して、地方圏では「学校のガイドブック」以外に有意な経路は無かった。

加えて、こうした差は女性でとくに顕著なことも明らかになった。男性は自身の都道府県の実際の賃金プレミアムを一定認識しており、都市・地方間の主観的な大卒賃金プレミアムに違いは見られなかったのに対し、女性は実際の賃金プレミアムをあまり認識しておらず、地方圏の方が都市圏よりも主観的な賃金プレミアムが低かった。

「情報開示の有無を考慮した女性活躍推進と企業業績の関係」

（著者）

三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社／西畑 壮哉

慶應義塾大学商学部教授／山本 勲

（要旨）

本稿では、女性の従業員数や管理職数に関する情報開示の有無によるサンプル・セレクション・バイアスの可能性を考慮したうえで、女性活躍推進の状況と企業業績の関係を検証した。2010年から2015年の上場企業のパネルデータを用いた分析の結果、従業員女性比率（男女計の従業員数に占める女性従業員数）が高いほどROA（総資産経常利益率）やTFP（全要素生産性）で測定される企業業績が高まるといった有意な関係性は確認されなかった。また、管理職女性比率（男女計の管理職数に占める女性管理職数）と企業業

績の間にも有意な関係性は観察されなかった。一方、女性管理職登用率（女性従業員数に占める女性管理職数）が高いほど企業のTFPが有意に向上することが示され、特に、女性管理職登用率については15%～20%という水準で企業の生産性が向上することが明らかになった。これらの影響は、サンプル・セレクション・バイアスに対処したときに大きくなり、女性雇用に関する情報を開示している企業のデータのみを利用した場合、その影響を過少評価する可能性があることを示唆している。これらの結果は、女性の賃金が不当に低く抑えられていることを前提としたBecker(1971)の使用者差別仮説の含意とは必ずしも一致せず、最近の日本の労働市場においては労働生産性の向上を通じて、女性活躍推進が企業業績に影響することを示唆している。

篠崎 敏明（しのぎき としあき）

ESRI統計より：景気統計

諸外国における景気観測手法

経済社会総合研究所 景気統計部

櫻井 綾

昨年7月30日、第19回景気動向指数研究会を受け、2018年10月が暫定的な景気の山として設定された。時を前後して、諸外国においてもCovid-19のパンデミックによる経済の縮小を受け、景気の山の判定がなされている。本稿では、特に米国・欧州・カナダ等における景気基準日付の判定とその手法について紹介したい。

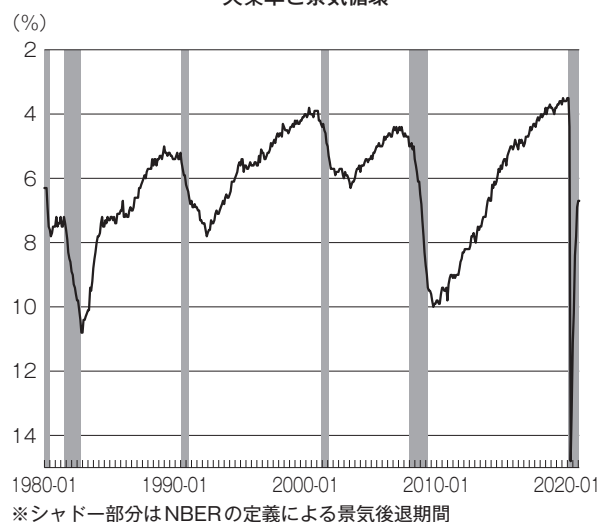
米国

米国では、民間非営利・無党派の研究機関である全米経済研究所（NBER：National Bureau of Economic Research）の景気循環日付認定委員会が、月次・四半期それぞれの景気の山谷を公表している。直近では2020年6月8日に、月次の山は2020年2月、四半期の山は2019年第4四半期であったと判定した（なお、月次と四半期の山が一致していないのは、当委員会が月次と四半期の山は別々に識別するという長年の方針に従っているため）。月次ベースで見た今回の拡張期は、2009年6月より128か月にわたるものであり、観測されている1854年以降史上最長の景気拡張となった。

NBERでは、景気後退を「経済全般に広がり、数か月以上にわたり継続する経済活動の顕著な減退」と定義しており、①「景気後退の深度」、②「その期間」、③「経済活動が経済全体で大幅に低下したかどうか（景気後退の広がり）」を検討する（ただし、必ずしも全てを十分に満たす必要はないとしている）。景気後退の判定に際しては、経済全体を包括的に表す実質GDP、実質GDIを同等に重視するが、いずれも四半期系列であるため、月次の山判定に当たっては様々な月次指標をも考慮している。月次指標については、実質個人所得（社会保障給付等を除く）と雇用者数を特に重視しているが、その他の指標について、山谷判定に用いる指標やウエイト付けに必ずしも固定的なルールはない。

今回の景気の山判定に当たっては、GDPや雇用等の指標を考慮している。月次の山の判定については、雇用指標・実質個人消費支出・実質個人所得を確認し、いずれも2020年2月に明確な山を示したため、2020年2月を山と判定した。また、四半期の山の判定については、実質GDP、実質GDI、家計調査による雇用指標のいずれについても2019年第4四半期に山がついたため、2019年第4四半期を山と判定した。なお、通常は、家計調査による雇用指標ではなく、給与雇用者の指標を最も信頼できる包括的な雇用の見積りに利用している。しかし、この指標は「実際には働いていないにもかかわらず賃金をもらっている労働者」を雇用されているとみなすため、パンデミックの際に有給の一時帰休の労働者が増加したことを踏まえると、雇用者数を過大評価している可能性がある。そのため、今回の判定に当たっては、有給の一時帰休の労働者を除外して把握することのできる、家計調査による雇用指標により重きを置いて検討している。

【米国】
失業率と景気循環



欧州

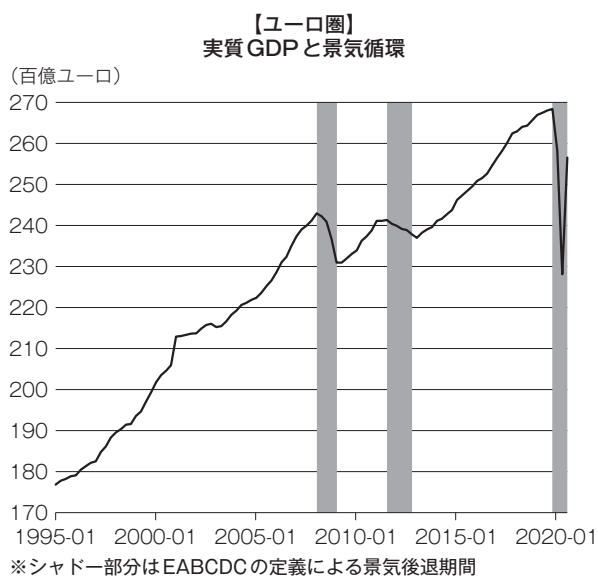
欧州では、欧州経済政策研究センター（CEPR：Centre for European Policy Research）ユーロ圏景気循環日付委員会（EABCDC：Euro Area Business Cycle Dating Committee）が、四半期単位でユーロ圏における景気の山谷を公表している。直近では2020年9月29日に、2019年第4四半期が景気の山だったと判定し、今回の拡張期は、2013年第2四半期より31四半期にわたるものとなった。

EABCDCでは、景気後退を「経済活動の水準の顕

著な減退がユーロ圏の経済全般に広がり、通常の場合、それがユーロ圏全体のGDP、雇用、その他の総計された経済活動における2~3四半期連続のマイナスとしてあらわれること」と定義しており、①「景気後退の長さ」、②「その深度」、③「景気後退の広がった範囲」に基づいて評価する。景気後退の判定に当たっては、通常2期連続して実質GDPがマイナス成長することを目安としているが、これは固定的なルールではない。また実質GDPを重要視しているが、雇用等他のマクロ経済変数も確認している。

今回の景気の山判定に当たっては、2020年第1・第2四半期にわたって、特にGDP（及びその構成要素）と雇用が顕著に縮小したことを受けて認定された。EABCDCは、Covid-19のパンデミックにより、ユーロ圏において、深さ・スピード・範囲すべてで前例のない景気後退に追い込まれたと分析している。ウイルスの地理的拡散状況や各国の政策対応等の要因によって、今回の景気後退はユーロ圏の各地域において均一ではなかったが、十分広範囲かつ急激に景気後退が進んだため、ユーロ圏全体での大きな経済ショックにつながった。

また、通常EABCDCは月次の山を決定しないが、今回については2020年2月が月次の山となる可能性があり、NBERによる米国の景気基準日付と同様、四半期の山とずれることを強調している。



カナダ

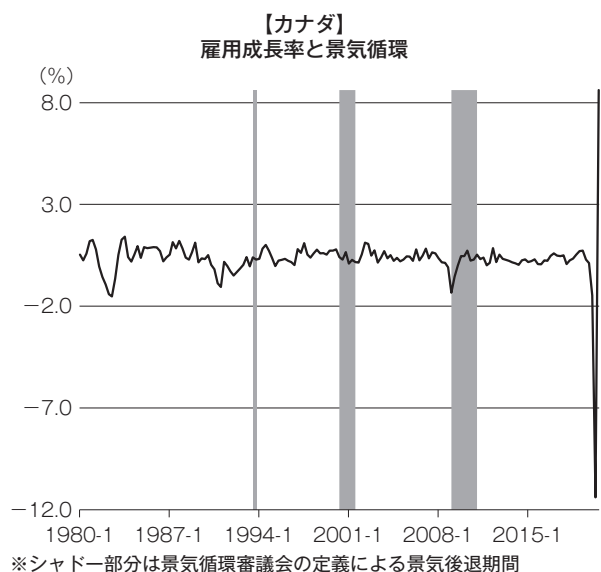
カナダでは、民間非営利研究機関であるC. D. Howe Instituteの景気循環審議会が、月単位で景気の山谷を

公表している。直近では2020年5月1日に、2020年2月が景気の山だったと判定した。

審議会では、景気後退を「総経済活動の明白で、持続的かつ広範囲にわたる衰退」と定義しており、①「経済活動がどの程度低下したか」、②「どのくらいの期間低下が持続したか」、③「その低下が経済セクター全体でどの程度広がったか」の3つの側面から評価を行っている。景気後退の判定に当たっては、機械的基準はないが、以下のガイドラインを用いて判断している。

- ①経済活動の減退が少なくとも1四半期にわたり持続すること。
- ②経済活動が少なくとも1四半期当たり0.1%減退すること。
- ③Diffusion Index (DI)（一定期間における各業界について、拡大した産業を100点、縮小した産業を0点、生産量の変わらない産業を50点とスコア付けし、平均値をとったもの）で測った波及度が十分であること。

今回の景気の山判定に当たっては、2020年の第1四半期においてGDP及び雇用が十分に減少しており、DIも50点を超える可能性が非常に低いことを確認することによって認定を行った。また審議会は、2020年4月30日時点で入手可能なデータに基づいて、GDPと雇用の伸びが3月からマイナスに転じたことから月次の山を2020年2月と決定している。

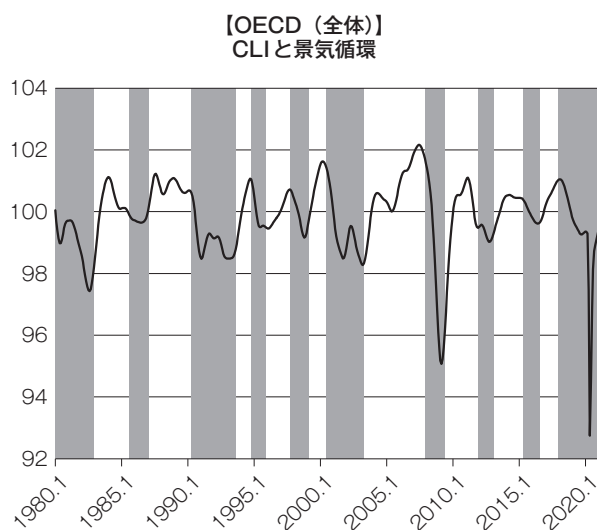


その他にも、OECDや米国における非営利の民間調査機関であるコンファレンス・ボードでは各国・地域

にわたる幅広い範囲をカバーして景気状況の分析を行い、独自に景気を示す指標を公表している。

OECD

OECDでは、各国・地域の景気循環の転換点を早期に見極めることを目的として、毎月「景気先行指数（CLI：Composite Leading Indicator）」を公表している。あわせて、原則各国・地域のGDPに基づいた景気の転換点を独自に設定しており、転換点は、月次化した購買力平価ベースのGDPから循環変動を抽出し、それに簡略化したブライ・ボッシュン法（系列に移動平均を段階的に施しながら、転換点を決定する手法）をかけることによって決めている。公表対象はアメリカ、英国、日本等を含む40か国（うち中国などOECDメンバー外の国は6か国）のデータのほか、OECD全体やヨーロッパ、NAFTA、アジア地域等の地域別のデータも公表している。



※シャドー部分はOECDの定義による景気後退期間

コンファレンス・ボード

コンファレンス・ボードの景気循環指数（BCI：Business Cycle Indicators）は、1995年に米国商務省経済統計局（BEA）から作成・公表が移管されたものである。景気循環指数には、景気の動きに合わせて変動する一致指数のほか、それに先行して動く先行指数、遅れて動く遅行指数の3種類が存在する。先行指数は株価や金利スプレッド、消費者期待、失業保険の請求数等10系列、一致指数は鉱工業生産、個人所得、農業者を除く従業員給与、製造業・商業売上高の4系列、遅行指数はサービスの消費者物価指数や平均失業

期間、平均プライムレート等7系列が採用されており、BEAが以前使用していた計算手順に従ってBCIを作成している。また、一致指数に用いている系列と月次変換したGDPを合成した指数に基づいて、独自の景気循環日付も認定している。公表対象は、米国を始め、英国、ユーロ圏、日本、中国などの13の国・地域及び世界全体にわたる。

終わりに

ここまで見てきた諸外国の例においては、景気の転換点の認定に当たり、主に実質GDPと雇用を重視し、経済全体の動きを捉える少ない指標から判断することで、比較的小おまかに景気の動きを見ており、景気判断に要する時間が比較的早い傾向にあることがわかる。これに比べて、日本の景気動向指数においては、多くの分野にわたる指標を用い、正確性を期すために時間をかけて判断を行っており、景気が各分野にDiffusion（拡散）していく様子を緻密に分析することを特徴としている。

一方で、2018年10月の山を決定した第19回景気動向指数研究会では、委員より「近年、景気の基調的な動きが捉えにくくなっているなかで、経済構造の変化を踏まえ、我が国の景気動向を的確に把握していくこと」が必要との意見が出されている。前述のとおり、分析の性質が異なる海外事例をそのまま取り入れていくことは難しいが、今後とも様々な景気基準日付の判定手法に関心を向けていきたい。

櫻井 綾（さくらい あや）

3月～6月の統計公表予定

3月22日(月)	景気動向指数改訂状況(1月分)
3月下旬	固定資本ストック速報(2020年10-12月期速報)
4月7日(水)	景気動向指数速報(2月分)
4月8日(木)	消費動向調査(3月分)
4月8日(木)	景気ウォッチャー調査(3月調査)
4月14日(水)	機械受注統計調査(2月分)
4月下旬	景気動向指数改訂状況(2月分)
4月30日(金)	消費動向調査(4月分)
4月末	地方公共団体消費状況等調査(2020年9月末時点結果)
5月13日(木)	景気ウォッチャー調査(4月調査)
5月中旬	景気動向指数速報(3月分)
5月18日(火)	四半期別GDP速報(2021年1-3月期(1次速報))
5月下旬	景気動向指数改訂状況(3月分)
5月31日(月)	消費動向調査(5月分)
6月上旬	景気動向指数速報(4月分)
6月8日(火)	四半期別GDP速報(2021年1-3月期(2次速報))
6月8日(火)	景気ウォッチャー調査(5月調査)
6月11日(金)	法人企業景気予測調査(4-6月期)

経済社会総合研究所の研究成果等公表実績(令和3年1月～3月)

【3月】

- ・ESRI Discussion Paper No.360
「A Behavioral Explanation for the Puzzling Persistence of the Aggregate Real Exchange Rate」
Mario J. Crucini、新谷 元嗣、敦賀 貴之
- ・ESRI Discussion Paper No.359
「Sectoral inflation persistence, market concentration and imperfect common knowledge」
加藤 涼、奥田 達志、敦賀 貴之

【2月】

- ・ESRI Research Note No.58
「医療の質の変化を反映した価格の把握手法に関する研究—死亡関数を用いた医療の質の統計学的計測—」
今井 健太郎、大里 隆也、菊川 康彬、村舘 靖之、石橋 尚人
- ・New ESRI Working Paper No.53
「The Impact of Data Activities on Innovation Performance in Service Industries」
西崎 文平、丸山 雅章、松多 秀一、出口 恭子、堀 展子、北川 諒

Economic & Social Research (ESR) について

Economic & Social Research (ESR) は、内閣府経済財政政策担当部局の施策、経済社会総合研究所の研究成果等に関する情報提供を行う小冊子です。本誌のうち、「研究レポート」につきましては、広く投稿を受け付けております。詳細は投稿要綱 (<https://www.esri.cao.go.jp/jp/esri/esr/kenkyu-report/contribution.html>) をご覧ください。

なお、本誌の掲載論文等は、すべて個人の責任で執筆されており、内閣府や経済社会総合研究所の公式見解を示すものではありません。執筆者の肩書きは執筆時のものです。

内閣府経済社会総合研究所
〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1
内閣府経済社会総合研究所総務部総務課
TEL 03-6257-1603
ホームページ <https://www.esri.cao.go.jp/>